

# 共同参画

Special feature 1

特集1／農山漁村における女性の参画促進  
～活力ある農山漁村の実現に向けて～

Special feature 2

特集2／女性に対する暴力の予防啓発に関する  
調査研究報告会について

Special feature 3

特集3／日本・スウェーデン男女共同参画  
ジョイントセミナーの開催

Special interview

スペシャル・インタビュー／横井 千香子  
株式会社クレディセゾン取締役



本年は  
男女共同参画  
社会基本法  
制定  
10周年です。

# 男女共同参画社会基本法 制定10周年

本年6月に、  
男女共同参画社会基本法  
制定10周年を迎えます。  
男女共同参画の  
取組の新たなステージに向かう  
記念すべき年です。

## 主な予定

Schedule

3月2日～13日

第53回国連婦人の地位委員会(CSW)(ニューヨーク)

3月10日

農山漁村女性の日(主唱:農林水産省)

共同参画に寄せて

## 巻頭言 Foreword

東京電力株式会社  
取締役会長  
勝俣 恒久



Katsumata Tsunehisa

リーマン・ショックの前、「福岡・大分の企業が、非正規労働者を正規労働者に採用することを進め、その結果、福岡・大分の出生率が日本一になった。」と聞いた。要は、所得が上昇し、収入ひいては生活が安定したためとのことである。

今回の「100年に一度の危機」は、男女共同参画社会の柱である「ダイバーシティ」、「ワーク・ライフ・バランス」の推進に、どのような影響を及ぼすであろうか。直感的には、良い影響はないような気がする。

しかし、ものは考えよう。夢にすぎるといわれそうだが、ピンチのときは選手交替－女性陣の重用。時間外の大減少は、他国にくらべ劣る生産性上昇のチャンスでもあるし、何よりも、男性の仕事と家事・育児両立の絶好の機会である。また、景気・雇用対策として、英会話教室ではないが駅前に(できれば駅ナカにも)一つずつ保育所を。

100年に一度のピンチとなれば、このぐらいの発想をしないと、男女共同参画社会の進展はしないのでは、と心底思っている。

しかしながら、現実には、何でこんなに難しいネーミングを、つけもつけたりと感心する「男女共同参画社会」、「ダイバーシティ」、「ワーク・ライフ・バランス」という三大難語の意味と必要性の浸透がまず第一かも!!



## 目次

Contents

### 特集1

# 農山漁村における 女性の参画促進

～活力ある農山漁村の実現に向けて～

Page 02

### 特集2

# 女性に対する暴力の予防啓発に 関する調査研究報告会について

Page 06

### 特集3

# 日本・スウェーデン男女共同参画 ジョイントセミナーの開催

Page 08

### スペシャル・インタビュー

パート社員からの再チャレンジ～挑戦し続けることが道を作るのだと思います～/  
株式会社クレディセゾン取締役 横井 千香子

Page 10

### リレーコラム

「全ての政策に男女共同参画の視点を－  
一方で効率優先の政策が続いては」/  
全国地域婦人団体連絡協議会事務局長 加藤 さゆり

Page 12

### 連載

その1 世界のワーク・ライフ・バランス事情⑩～まとめ～/  
渥美 由喜 (株式会社富士通総研主任研究員)

Page 13

その2 仕事と生活の調和推進室だより⑨

Page 14

その3 北海道における配偶者暴力被害者自立支援サポーター養成支援事業について

Page 15

### 取組事例ファイル

その1 長崎県

Page 16

その2 株式会社イノス

Page 17

### トピックス

エンパワーメント・フォーラムに熱気/  
実践女子大学人間社会学部教授 鹿嶋 敬

Page 18

### ニュース&インフォメーション

男女共同参画宣言都市奨励事業(熊本県上天草市)を開催 他

Page 19

### リレートーク

松下 由紀(加古川市男女共同参画推進専門員)/  
宮本 福一(こうち男女共同参画センター)

# 農山漁村における女性の参画促進 ～活力ある農山漁村の実現に向けて～

農林水産省

我が国の農山漁村では、女性が農業就業人口のおよそ過半数を占めるなど農林水産業において重要な役割を果たしています。経済情勢が厳しさを増している中、農林水産業は、自らの創意工夫により経営発展を図ることが可能となる限りない潜在力を秘めた我が国に残された数少な

い成長産業です。このような中、安心・安全な食料生産、農業体験を通じた食育活動、地元食材の地域利用促進等の地産地消に向けた活動など、農林水産業経営や地域の活性化における女性の活躍に対して今まで以上に高い期待が寄せられています。

しかしながら、こうした個々

の経営や地域農業のあり方に対して大きな力をもっている農業委員、農業協同組合役員など関係団体等の意思決定の場の女性の登用割合は依然として低く、女性の持つ視点や能力を農林水産分野において発揮するためには、一層の参画促進が必要となっています。

図表1 就業人口に占める女性の割合

(単位：千人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
農業就業人口	5,653	4,140	3,891	3,353	3,205	3,119	2,986
うち女性	3,403	2,372	2,171	1,788	1,718	1,668	1,597
女性の割合	60.2%	57.3%	55.8%	53.3%	53.6%	53.5%	53.5%
林業就業人口	108	86	64	47	—	—	—
うち女性	18	14	11	7	—	—	—
女性の割合	16.4%	16.6%	16.8%	15.0%	—	—	—
漁業就業人口	371	301	260	222	212	204	—
うち女性	67	54	44	36	34	33	—
女性の割合	18.1%	17.9%	16.9%	16.3%	16.2%	16.3%	—

資料：農業就業人口…農林水産省「農林業センサス」、農林水産省「農業構造動態調査」(18年～20年)  
林業就業人口…総務省「国勢調査」  
漁業就業人口…水産庁「漁業就業動向統計年報」

図表2 農林漁業者団体の役員等に占める女性の割合の推移

(単位：人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年
農業委員数	62,524	60,917	59,254	45,379	39,997
うち女性	93	203	1,081	1,869	1,682
女性の割合	0.1%	0.3%	1.8%	4.1%	4.2%
	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成18年度
農協個人正組合員数	5,537,547	5,432,260	5,240,785	4,997,797	4,931,853
うち女性	667,468	707,117	746,719	804,583	812,508
女性の割合	12.1%	13.0%	14.2%	16.1%	16.5%
農協役員数	68,611	50,735	32,003	22,799	22,035
うち女性	70	102	187	438	465
女性の割合	0.1%	0.2%	0.6%	1.9%	2.1%
森林組合役員数	—	—	—	13,094	11,809
うち女性	—	—	—	25	30
女性の割合	—	—	—	0.2%	0.3%
漁協個人正組合員数	354,116	317,553	275,715	232,414	225,363
うち女性	20,425	18,337	15,655	15,830	15,854
女性の割合	5.8%	5.8%	5.7%	6.8%	7.0%
漁協役員数	22,022	20,449	17,974	13,861	12,965
うち女性	22	29	43	45	46
女性の割合	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%

資料：農業委員数については、農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」。  
農協個人正組合員数及び農協役員数については、農林水産省「総合農協統計表」。  
森林組合役員数については、林野庁「森林組合統計表」。  
漁協個人正組合員数及び漁協役員数については、水産庁「水産業協同組合統計表」。  
注) 農業委員については、10月1日現在。  
農協、森林組合及び漁協については、事業年度未現在。  
森林組合役員の平成2年度、7年度、12年度については、女性役員のデータなし

## 「農山漁村女性の日」について

こうした状況を改善するため、農山漁村女性の役割を正しく認識し、適正な評価への気運を高め、女性の能力発揮を促進することを目的として、農林水産省では、昭和62（1987）年度から3月10日を「農山漁村女性の日」として設け、毎年記念行事を行うなど普及啓発に取り組んでいます。

第22回目となる本年度の記念行事は、大会キャッチフレーズを「男女（とも）にきづく農山漁村（ふるさと）新時代」と定め、優良事例発表を行うとともに、農山漁村における女性の社会参画の必要性やその実現に向けた課題等を明らかにするため、現在農業委員など地域で指導的地位に立ち活躍をしている女性や、女性の活動の必要性を感じている組織の長としての男性の参加

を得て、シンポジウムを行います。

- ・日時 平成21年3月10日
- ・場所 日本青年館（東京都新宿区）

・内容

- ①農林水産業に関する優良事例の活動発表（農山漁村女性チャレンジ活動表彰受賞者）
- ②シンポジウム「男女（とも）にすすめる女性の社会参画」をテーマとした講演と農林漁業者参加のパネルディスカッションを行います。

講演：「Change!－女性リーダーが日本を変える－」

坂東眞理子氏（（社）農山漁村女性・生活活動支援協会会長）  
（概要）

「女性の参画加速プログラム」の策定など、参画促進に向けた様々な取組が始まっている中、農山漁村女性の社会参画は依然として低い水準にあります。女性が意思決定の場に参画して意

見を伝えることは今までの日本の農山漁村のあり方を変え、活力をもたらします。

女性の視点や発想を活かして社会参画し、新しい時代を築いていくときが日本にもやってきました。

パネルディスカッション

コーディネーター：安倍 澄子氏（（社）全国農業改良普及支援協会主任研究員）

パネリスト：農林漁業者6名（農業委員会会長、JA組合長、女性農業委員他）



## 「農山漁村女性の日」設立の経緯

この日は、「国際婦人の10年」ナイロビ世界会議（昭和60年）で採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受け、我が国において決定された、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（昭和62年策定）の具体的施策の一つとして、位置付けられたものです。

3月10日に設定することについては、まず第1に国際的な視点として「国際婦人の10年」の基本

となる世界行動計画草案が検討された時期であること、第2に農家・農村の生活リズムの視点から、農作業が比較的少なく社会生活においても女性が学習や話し合いを共にする条件が整っていること、第3に女性自身の視点として農山漁村女性の3つの能力（知恵、技、経験）をトータル（十）に発揮して欲しいという願いも込められています。

## 農山漁村における女性の参画促進 ～活力ある農山漁村の実現に向けて～

### 農山漁村で活躍する 女性達

農林水産省では、農山漁村地域での女性の素晴らしい活躍を広く知っていただくため、様々な表彰を行っています。また、本年度は「男女共同参画第2次基本計画」の「2020年までに指導的地位における女性の割合を30%」という目標達成に向けた取り組みの強化を図るべく、新たに全国農業協同組合中央会主催で、女性の登用を積極的にすすめているJAを表彰する「JA男女共同参画優良表彰」が始まっています。

今回はこれらの受賞者等の中から、特に優れた活動を行っている女性達の活動を簡単にご紹介させていただきます。

#### 1 「農山漁村女性チャレンジ活動表彰」受賞者の紹介

この表彰は、農山漁村の生活の充実と開発に優れた活動の実績をもち、男女共同参画推進のために積極的に活動している女性の個人または集団を表彰するものです。

#### 農林水産大臣賞(3事例)

##### 自分を活かした農業、業種を超えた“食と農”ネットワーク・地域づくり

泉谷美津子氏(秋田県横手市)  
林檎のわい化栽培を導入する

ために自ら男性の研究会の中で技術を取得、男女共同参画潮流以前から経営参画の先駆けとなって、地域果樹農家の意識を変えた。平成7年に女性農業士に認定され同会会長として会員に刺激を与え続け、“目指す姿”としての役割を發揮し、さらに平成16年には指導農業士にも認定された。代表を務める「NPO法人“食と農”ネットワーク」(平成18年設立)の活動では、異業種との協働など農家女性の多様な可能性を示唆し、農を舞台に地域活性化をリードし続けている。

##### 今庄そばの歴史を守る熱きおばちゃん達

有限会社 ほっと今庄(福井県南越前町)

福井県内では先駆けて法人化を図り経済的自立を目指す組織の事例であり、平成19年度に福井県版HACCPの認証を農村女性起業として初めて取得するなど、県内のモデル的存在になっている。経営規模も県内トップで、経営面でも他の模範となっている。町内の玄そばを全て買い取り、生産者の意欲向上とそばのブランド化に一役かうと共に、「村の達人隊」として地域の食文化の伝承や普及に努め、地域農業の発展と振興、後継者の育成や社会教育等にも貢献している。

##### 南の島からの挑戦

福留ケイ子氏(鹿児島県伊仙町)

徳之島ではほとんど例が無かった果樹経営にいち早く取り組み、経営を発展させたモデル的経営体で、徳之島が亜熱帯果樹産地として確立された功績は大きい。加工、販売にも多角的に取り組んで他の女性起業の範となるとともに、離島という地理的に不利な条件を逆に利用し通信販売を行っている。平成10年には県女性農業経営士に認定、平成11年に徳之島初の女性農業委員に当選。認定農業者としても地域の経済発展に寄与し、その行動力ある活動は地域の若手女性の目標となっている。

#### 2 「農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール」受賞作品の紹介

この表彰は、農林水産業、農山漁村における男女共同参画の実現に向け「男女がいきいきと参画している優良な取組」を表現した優秀な写真と地域での取組を表彰することにより、地域での男女共同参画の取組の促進を目的とする表彰です。

#### 農林水産大臣賞

画題(テーマ)：なかよし こよし

応募団体：うるま市(沖縄県)  
撮影者：兼久 スミ子

夫婦の息のあったイ草植えの様子。地域で開催される研修にも夫婦揃って楽しく参加している。

うるま市での男女共同参画の推進は、平成18年度に策定した「うるま夢プラン」に基づき推進しており、農業関連では、各種委員会・審議会への女性の登用促進、起業活動支援、家族経営協定の締結促進等に加え、特に共同申請による認定農業者の育成に取り組むなど、男女共同参画の意識啓発を行っている。

#### 農林水産省男女共同参画推進本部長賞(農林水産副大臣賞)

これからの農業を担っていく若い御夫婦の写真。御夫婦で、栽培技術はもとより経営管理などを共に学び話し合い、しっかりとした農業経営を目指し頑張っている。

白石町では、平成19年2月に「白石町男女共同参画推進プラン」を策定しており、特に農政

分野では、女性認定農業者の認定及び共同申請の推進、家族経営協定の締結の推進等、男女共同参画意識の啓発に努めている。

### 3「JA男女共同参画優良表彰」受賞者の紹介

この表彰は、農山村における男女共同参画社会の実現を図るため、JA組織全体の男女共同参画に関する意識を高めことを目的として、女性の参画を推進している優良なJAを表彰するものです。

#### 農林水産大臣賞

紀の里農業協同組合(和歌山県)

女性役員数 5人(13.2%)

女性総代数 145人(29.0%)

女性性組合員数

2,340人(24.6%)

(取組概要)

平成16年度の理事会において、女性理事の登用について「地域の代表者として参画してこそ真の運営参画」という方針のも

と、各地区において女性理事1名以上の選出を決議し、平成17年度に女性理事5名を選出している。

#### まとめ

このように農山漁村においても女性が中心となった様々な優れた活動が生まれてきています。食の安全・安心などが求められている中で、こういった女性の視点を活かした活動は、今まで以上に農山漁村活性化に向けた牽引役として大いに期待されており、その期待に応えるためにも、農山漁村それぞれの地域での地に足のついた女性の参画への取り組みを図って行く必要があります。

3月10日の「農山漁村女性の日」を機会に、農山漁村における女性の参画のあり方についてそれぞれの地域で、組織で、そしてご家族で考えてみませんか。



農林水産大臣賞



農林水産副大臣賞



農林水産副大臣賞

# 2 女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究報告会について

内閣府男女共同参画局推進課

内閣府が平成19年度に6つの地方公共団体に委嘱して実施した「地域における女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究」について、他の地方公共団体の今後の取組の参考となるよう、報告会を開催しました。

## 1 基調講演 「若年層における女性に対する暴力の予防啓発について」

～佐賀県DV総合対策センター  
所長 原 健一～

予防教育は、男女間の暴力は個人の問題でなく社会構造的な問題であること、DVの実態を知ることで将来の被害者・加害者にならない選択ができることなどの重要な情報の提供を受ける機会として、また、若者特有の恋愛行動に危険が潜むこと、ジェンダーの視点をもつこと、相手を思いやり自分を大切にすること、交際相手にNOと断っていいことなどの学びの機会としても必要である。

高校生向けの予防教育では、交際に視点を置き、将来のDV、望まない妊娠・中絶、望まない結婚の防止のため、DVとデートDVの実態を伝えている。実施後は、男女ともDVを身近なものと感じ、暴力を否定する感想が多い。また、精神的な暴力

はDVという理解が進んだ。教育の効果を維持するためにも、学校の先生達にDVの視点を持ってもらい、フォローする役割を期待したい。

中学生向けの予防教育は、佐賀県で性教育の枠組の中で行っている。交際よりも相手との関係性や自分を大切にすること、NOと言えることを柱としている。

予防教育を今後さらに広めるため、学校現場で教師が実施できるための研修と教材の作成、保護者向けの研修会、学校以外での啓発などが望まれる。

## 2 パネルディスカッション 「地域における女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究について」

コーディネーターを早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター助教の兵藤智佳氏にお願いし、内閣府から委嘱を受け調査研究を実施した、岩手県の中野綾氏、富山県の中村真由美氏、岐阜県の岩田真澄氏、熊本県の坂本富明氏、横浜市に加藤正司氏、神戸市の吉村千波氏の6名をパネリストに、パネルディスカッションが行われました。質疑応答には、基調講演の原氏にも加わっていただきました。

### 【調査研究の報告】

**中野** 岩手県では、教師が学校現場で活用できる予防プログラムの開発に取り組んだ。生徒用のワークブックと指導の手引きを作成し、その過程で、高校での意識・実態調査、出前講座を行うとともに教職員向けセミナーを実施した。講座後は、恋人同士に暴力が起ころうとの意識変容が大きく、また、心理的暴力やメールでの暴力に対する理解が進んだと考えられる。教職員セミナーでは、厳しい意見も出たが、プログラム開発の参考となる意見も多かった。

**中村** 富山県では、啓発と事例収集のためのワークショップの実施、予防啓発教材の作成を行った。ワークショップのアンケートでは、男女間の暴力などについての意識やその変容については男女別で異なる部分があった。予防啓発教材は導入部、啓発部、指導者用資料の三部構成で、高校、大学、専門学校等へ配布した。事業実施により、若年層に対する予防啓発の推進と教育機関など関係機関の理解促進が図られた。

**岩田** 岐阜県では、高校でのDV予防啓発出前講座と意識調査、教育関係者研修会の実施、予防啓発リーフレットの作成をした。講座後、DVに関する基本的な

平成20年11月18日、内閣府講堂において「女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究報告会」が開催されました。基調講演に加え、内閣府が地方公共団体に委嘱して実施した調査研究の報告をパネルディスカッション形式で行いました。

ことは男女ともによく理解されていた。教育関係者研修会では、「生徒達の間デートDVはあると思う」という先生が多く、実際に相談を受けている先生も半数近くいた。リーフレットは高校、大学、県・市町村の教育委員会等へ配布した。関係者の理解促進が図られたことで、講座を実施する学校が増えた。

**坂本** 熊本県では、20代男女を対象としたデートDVの実態調査と、教師が授業で使える生徒用啓発資料の作成を行った。調査結果は大体国の調査と似た傾向だった。啓発資料と教師用手引きは高校、専門学校等に配布した。今年度は、教師を対象にデートDVの実態や授業の進め方について研修会を開催した。

**加藤** 横浜市では、学生と教員へのアンケートを実施した。交際経験のある高校生・大学生の約4割の女性が何らかの被害を受けていた。また、講座の実施により、暴力やデートDVの考え方や対処についての変化がみられた。教職員では、デートDVについて「意味を知っている」「知らない」がともに4割、職場で生徒のデートDVを見聞きした教職員の割合も4割だった。

**吉村** 神戸市では、高校生に、男女共同参画、暴力に関する2つの意識調査を実施した。付き合

ったことのある人の約3分の1が何らかの暴力を受けたことがあり、身近で暴力を見聞きした経験も2割の人があると答えている。暴力の意識では、精神的暴力を暴力だと思わない人が比較的多かった。

#### 【質疑応答】

——予防啓発の対象年齢、教材作成での苦労や工夫について。

**中野** 岩手県の教材は、主に高校が対象。中学校の先生は、中学生には難しいという意見だ。——教育委員会との連携、子ども達の声(相談)を吸い上げる方法について。

**中村** 富山県では、有識者懇談会に県立学校の課長と県の高等学校校長協会会長に入ってもらい、実態を認識してもらった。相談については、作成したリーフレットに民間団体の連絡先を記載した。

**岩田** 岐阜県では、所属課が男女共同参画と青少年の所管であることから、教育委員会との連携も図りやすかった。

**原** 佐賀県では、県のDV総合対策会議に教育委員会も入っており、教育庁側の理解もあり、連携がとれている。生徒が被害を受けた時の声は、これから啓発が進めば出てくると思う。

**兵藤** 大学生が相談に行かない

のは、相談で何を言われるかわからないので怖いから。相談窓口がどういう場所なのか情報提供することが大事である。

——中学生向けの啓発における注意点やアドバイスについて。

**原** 佐賀県では、中学2年生に啓発を行っているが、交際ではなく、相手との関係性を考えてもらい、その中に暴力をキーワードに入れ、自分を大事にすることで相手も大切にすることをメッセージとしてプログラムを構成している。中学生の女子は学年が上がるほど自尊心が低くなる傾向があるので、自尊心を高めることに注意を払う必要があると考えている。

#### 【まとめ】

**兵藤** データを基に若年層のデートDVの実態が明らかになったことを評価したい。多くの人がこのデータを利用できる環境を整備してほしい。被害の量的なものは明らかになったが、被害が当事者にとってどう問題なのかという質的な研究が進められる必要があると思う。報告のあった自治体が教育現場と築いているネットワークはすばらしい。こうした動きが全国に広がってほしい。

# 日本・スウェーデン男女共同参画 ジョイントセミナーの開催

内閣府男女共同参画局総務課

内閣府男女共同参画局、スウェーデン文化交流協会及び駐日スウェーデン大使館は、日本における男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の先進国として知られているスウェーデンにおける取組を紹介し、日本・スウェーデンの経験と施策を議論・共有するために、1月29日に東京、30日に広島において、「日本・スウェーデン男女共同参画ジョイントセミナー：女性に対する暴力の防止と根絶のために－新しい官民の取り組み事例をもとに－」を開催しました。

セミナー関連資料は、内閣府男女共同参画局ホームページ(<http://www.gender.go.jp/>)に掲載しています。

## 【東京】

女性と仕事の未来館にて開催されたセミナーでは、まず、板東久美子男女共同参画局長及びステファン・ノレーン駐日スウェーデン大使による開会の挨拶の後、ニャムコ・サブニ統合融和・男女共同参画担当大臣（スウェーデン）のビデオ講演がありました。

講演の中で、サブニ大臣は、女性に対する暴力の根絶はスウェーデンにおいて最も優先的な課題であり、女性に対する男性の

暴力、同性間での暴力等を主な柱にしたアクションプランを2007年に策定し、女性に対する暴力の根絶に向け、加害者対策を含む様々な取組を実施していること、暴力の根絶に向けた国際的な協力等が不可欠であることを述べました。

次に、両国からの報告として、グン・ヘイメルウプサラ大学教授・女性に対する暴力に関する知識国立センター(NCK) 所長が、NCKが実施している、暴力を受けた女性のための24時間対応の無料女性専用全国電話相談及び性的暴行被害者を受け入れ、ケアを行う医療サービスの指針の作成・導入について報告を行いました。

続いて、クラス・ポリストロム前機会均等オンブズマン代表・弁護士・男女平等問題専門家が、女性に対する男性の暴力は、社会における男女不平等の構造にその根源があり、社会全体として取組んでいくべき課題であると述べました。

板東局長は、日本における女性に対する配偶者からの暴力等に関する現状や、女性に対する暴力防止と根絶に向けた日本政府の取組について報告しました。

最後に、近藤恵子NPO法人女のスペース・おん代表理事から、

1992年の全国実態調査以降、2001年の「配偶者暴力防止法」施行までの、女性に対する配偶者からの暴力に関する社会的動き、民間シェルターの活動、DV被害の深刻化と加害者処罰に対しての配偶者暴力防止法の限界について報告が行われました。

その後行われたパネルディスカッションでは、後藤弘子千葉大学大学院教授をコーディネーターに、4名の報告者がパネリストとして議論を行い、会場から出された質問に対して回答しました。

板東局長からは、加害者に対する教育のあり方や更正の方法についてはまだ課題があり、外国の取組等の調査研究を行う、予防啓発については、大学や高校を対象にした教材の開発を進めているとの発言がありました。

また、近藤代表理事からは、加害者への教育等の対策や被害者支援活動に対する公的財政支援の必要性について意見が出されました。



パネルディスカッション（東京）

平成21年1月、東京及び広島において、女性に対する暴力の防止と根絶をテーマに、「日本・スウェーデン男女共同参画ジョイントセミナー」が開催されました。

会場から出された質問に関し、ヘイメル教授からは、加害者更正プログラムの必要性、NCKで行っている、暴力を受けた女性のための専門家によるクリニックや暴力を受けた女性に接する裁判官や警察官等への研修について説明がありました。

また、ポリストロム氏は、スウェーデンでは暴力を受けた外国人女性の相談には12ヶ国語の通訳が行われていること、女性への暴力を防ぐには幼少期からの教育が必要であることを述べました。

## 【広島】

広島県及び財団法人広島県女性会議の協力の下、エソール広島で開催されたセミナーでは、増原義剛内閣府副大臣（科学技術政策、食品安全、少子化対策、男女共同参画）、ノレーン大使及びセシリア・レイメルス スウェーデン文化交流協会プロジェクト統括責任者による開会の挨拶、サブニ大臣のビデオ講演に続き、ヘイメル教授、ポリストロム氏及び板東局長から、東京会場と同様の報告がありました。

また、高東幸子NPO法人ネットワーク虹理事長から、22団体で行っている、通話料無料の「全国共通DVホットライン」、資金

不足や人手不足という、民間支援団体が抱える問題点、社会全体での、“DVは犯罪である”という認識の低さ、女性に対する暴力防止のための企業やメディアの協力の必要性について報告が行われました。

その後のパネルディスカッションでは、後藤教授をコーディネーターに、4名の報告者がパネリストとして参加し、参加者からの質問を基に議論を行いました。

ヘイメル教授は、電話相談について、電話をかけてくる被害者は精神的ダメージを受けているケースが多いため、NCKでは病院と連携していること、相談員である看護師やソーシャルワーカーでの精神的ケアのために週一度グループワークを実施していること、女性に対する暴力についての一般の人々への啓蒙のためには、専門家、医師、ソーシャルワーカーへの教育が更に必要であることを述べました。

ポリストロム氏は、電話相談では、警察等との協力が大事である、男性の意識を変えていくには、学校や職場等で男女共同参画について働きかけていくことが大切である、男女共同参画社会の実現には政治的意思が

不可欠であると述べました。

板東局長は、暴力を受けた女性のための相談機能強化のために本年1月にDV相談ナビを開始したこと、配偶者暴力の被害者の中には、子どもの頃虐待や性暴力を受けた者も少なくなく、女性に対する暴力に取り組んでいくためには、点ではなく女性の生涯を通じた問題として捉えて見ていく必要があることを述べました。

高東氏は、女性に対する暴力に取り組んでいくには、官民の連携が大切である、電話相談をする暴力被害者には精神的疾患を抱えている女性が増えてきているため、精神的なケアを行う専門家との連携が必要である、最近、「自分の行った行為が暴力であると知った。どうしたらよいか分からない」といった男性からの電話相談が増えてきているため、加害者対策として男性のための相談窓口が必要であると述べました。



挨拶を述べる増原副大臣（広島）

Special Interview



# パート社員からの再チャレンジ ～挑戦し続けることが道を作るのだと思います～

Yokoi Chikako

## 今回は、女性の再チャレンジについて、横井千香子さんにお話を伺いました。

— 専業主婦から転身され、現在の会社にお勤めになられたきっかけをお聞かせ下さい。

横井 母が亡くなったことですね。母は田舎では珍しく師範学校出身の小学校の教師でした。外地で直接戦争を経験して大変苦勞をした為に、戦後復興は女性の自立と子供の教育にかかっている。女性もいつでも、働けるように、勉強して準備しておくように、と日ごろ話していた母が事故で突然亡くなりました。私が39歳の時でした。どのような形であれ、社会の中で自立して自分らしく生きることが大切、そして社会に役立つ子供をしっかりと育てるとする母の姿が遺言のように思えて、仕事をしよう、再チャレンジしようと思ったことがきっかけですね。

— 最初はパート社員で入られて、ご苦勞されたことがあればお聞かせ下さい。

横井 子供が小学3年生と5年

生でしたので、フルタイムで仕事をする自信がありませんでした。ブランクが長いです。でも実際に苦勞と思ったことは特にはないですね。むしろ家族や周りの人、上司の方々に感謝することが多かったですね。私の職場はほとんどが女性のパート社員でした。会社では表彰制度がありまして、入社して半年後に、私はチーム別で3位に表彰されました。その時、社長や役員が来てくれて、「よく、頑張ったね、握手」なんて声をかけてもらい「みんな誇りに思っているよ」と言ってもらえて、すごく喜んだものでした。やはりそういう姿というのは、私達のモチベーションを上げましたし、私には新鮮でした。私達の上司であるスーパーバイザーは5人いましたが、皆さん優秀でした。知識が豊富で思いやりを持っていて、その上勤勉で対応能力も秀でていました。部長、課長も良くできた方で、私はそうした方々からいろいろなことで、マネジメントの基礎をしっかりと教わったと思います。当時パート社員は

早く辞めてしまう人が多かったのですが、私のグループは全然辞めませんでした。グループ内で知識を共有するとか、困ったことがあれば助け合って一丸となって、目標に向かっていくといった姿勢が評価されて、私をスーパーバイザーにと推薦されました。それがきっかけで「頑張るぞ」と思ったわけです。

— 女性が活躍するためのサポート体制については、どのようにお考えでしょうか。

横井 私が入社した、1986年にはすでに正社員に準じた、メイト制度（パートの方をメイトと呼んでおります）があったのです。すごく進んでいると感心しました。経営陣なり人事担当者の考えがしっかりしていたのだと思います。それと同時に、労働組合でも、正社員もパート社員も一緒に活動する、そんな会社の姿勢が気に入ったことがクレディセゾンで長く働くことになったのだと思います。

先程上司に恵まれたと申しましたが、その時の上司はパートだからただ働けばいい、という



# 横井 千香子

株式会社クレディセゾン取締役

よこい・ちかこ／昭和女子大学文学部英米文学科卒。旅行代理店国際部勤務、その後、結婚し退職。1986年（株）クレディセゾン入社。2006年取締役役に就任、現在に至る。2004年立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科卒。

パート社員でも目標を持って仕事をする。  
それは生産性を上げることであり、  
自分で自分の仕事を見直すことでありました。

ことではない、自分を活かすための努力をして精一杯働くことが大切として、正社員と差別せずにパート社員にも目標を持たせてくれました。それは生産性を上げることであり、自分で自分の仕事を見直すことであり、私には、とても大切な教えの1つだったと思っています。

また当時、制度化されてはいませんでしたでしたが、今でいうメンタルヘルス対応が上手でした。メンバーが元気のない時、お客様対応や社員同士の関係がうまくいってない時、係長や課長は、「仕事はいいからちょっと話そう」と面談の時間をとって気分転換を図ってくれていました。上司が部下の状況をよく把握し適切な指導をしてくれたことは、今思えばとても重要でした。働くことをサポートする制度が整ってきたことはとてもいいことですが、自分でも予防しようとする気持を持つことも大切かと思えますね。

— 女性の再チャレンジについては、どのようにお考えでしょうか。

横井 今は家庭と仕事の両立がしやすいように、短時間労働制度などの育児支援制度も充実してきました。お子さんがいる人でも、仕事を続けやすくなってきています。お子さんがいても、いなくても、可能な限り働くということ、自分流の生き方ができる時代になり、女性の意識次第で働くことへの選択範囲が広がったと思います。話が飛びますが、私は働いて得た収入に応じた税金を払い、税金の使い方に物申すような自立した生き方をしたいと思っていますし、社会全体で支えあうことで全ての人が可能な限り働き続けられることが、私の理想なんですけどね。

それから、私が23年間会社を辞めないでこられたもう1つの理由は、私の娘が大病を患って入院していた時、会社を辞めて看病に専念しようと思ったのですが、娘は「私のことはお医者さんに任せて、お母さんは自分の仕事をしてちょうだい。どんな時もしっかり働いていないと女性の地位やパートの地位も上

がらないよ」と言われたことがいつも頭に残っています。

— 最後にこれから再チャレンジを考えている女性へアドバイスをお願いします。

横井 まずは自分でやれることを一生懸命、真心をこめてすることで、人に「ありがとう」と言ってもらえるような仕事をするのが第一点。

2点目は、社内外のネットワークを広げて、皆で助け合う姿勢が大切だと思います。そして、3点目は、自分が輝けるように、自分が少しでも美しく、ということですが磨きをかけていくこと、付加価値をつけるためにも、自分で意識していろいろなことに挑戦していくが大切ですね。チャレンジする機会は平等にあると思いますから。

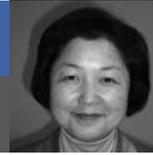
最後に若い人が希望と夢を持って生きるためにも、小さい時から生きるということ、働くということ話を話合うような家庭教育・学校教育であってほしいなというのが私の望みですね。

— 本日はお忙しい中、ありがとうございました。

## 「全ての政策に男女共同参画の視点を—一方で効率優先の政策が続いては」

全国地域婦人団体連絡協議会事務局長  
男女共同参画会議議員

加藤 さゆり



本年は、男女共同参画社会基本法制定から10年を迎えます。この間、多くの社会分野で男女共同参画が進められてきたとはいえ、国連の女性指標である「ジェンダーエンパワーメント指数」は、依然として、先進国とは思えないような低い状態が続いています。このような状態を改善するためには、単に男女共同参画社会を進めるための政策だけではなく、国・地方における全ての政策において、男女共同参画の視点が必要になっています。

ところが現実には逆のことが起きています。最近で言えば、女性教育・男女共同参画教育の中心的機関である国立女性教育会館について、独立行政法人改革において、他組織との統合や業務縮小の議論が行われたり、男女差別やセクハラなどから働く女性の権利を守る組織である都道府県労働局雇用均等室について、地方分権改革において、都道府県単位からブロック単位にするという勧告が出されたりするなどです。

なぜこのようなことが起きるのでしょうか。独立行政法人改革や地方分権改革などの行政改革を議論する審議会は、経済効率優先の考え方だけで議論が進められます。それぞれの分野の政策の専門家や関係者が議論に参加することはほとんどありません。

その結果、同じ政府の中で、一方で男女共同参画社会を推進する政策を進めながら、一方で逆の方向の政策が進められ

るということが起こるのです。これでは、男女共同参画社会基本法制定から10年経っても、「ジェンダーエンパワーメント指数」が低い状態が続くのは当然です。

それではこのようなことをなくすためにはどうすればよいのでしょうか。それには二つのことが必要です。まずは、これまでの経済効率優先の政策から一人一人の国民の暮らしを守るための政策（男女共同参画社会の推進も広い意味でこれに含まれるでしょう）へと転換することです。これまでの行政改革も、一度中断、その内容を見直して、縮小一本やりではなく伸ばすべき政策はないかをそれぞれの分野の政策の専門家や関係者が参加して議論すべきです。

もう一つは、全ての政策において男女共同参画の視点が盛り込まれるような仕組みを作ることです。例えば、現在においても、新しい規制を設ける際には、経済成長を阻害するかどうかの観点から、総務省や政府の規制改革会議でチェックが行われると言われていますが、それと同様に、男女共同参画の視点からも、それを阻害するかどうかの観点からチェックするような仕組みを作ることです。

同じ政府の中で、一方でアクセルを踏みながら、一方でブレーキをかける。そのようなことをなくすことが、基本法制定10周年を経て次の段階に進むにあたってまず必要なことであると言えるでしょう。

## 世界のワーク・ライフ・バランス事情⑪～まとめ～

株式会社富士通総研主任研究員 渥美 由喜

不況期にこそ、  
差別化を図るチャンス

昨今の金融危機以降、興味深いのは、WLBの動向をめぐって企業の対応が二分している点だ。多くの企業では、不況は逆風と捉えられている。「WLBなんて言っていられない、そんなのは後回しだ」という風潮が広がっている。

一方で、先進企業は、「WLBの推進により、筋肉質の組織に変える好機だ」と、むしろ不況を追い風と捉えている。こうした企業では、これまでの非効率な業務体制、業務の流れにメスを入れることで、残業がゼロに近づくとともに、休暇取得日数が増えている。従業員はリフレッシュして、さらに業務効率が上がるという正の連鎖が生まれている。

筆者が、これまで海外のWLB先進企業100社の財務分析をした結果、企業業績が著しく伸びるのは「不況期を脱出した2-3年後」という企業が多い。したがって、今回の不況期にWLBの取組みを深めるか否かで、その後の業績は大きく明暗を分けるであろう。

## 日本型WLB、ダイバーシティへの過渡期

第二次大戦後から1980年代前半までの「片働き主流モデル」は、当時の経済環境に合っていた。すなわち、欧米先進国へのキャッチアップという目標が明確で、高品質の製品を大量生産する上では、職場の属性が揃っており、あうんの呼吸で業務を進める方が効率的だった。

今や世界第二の経済大国となり、むしろアジア諸国など後発国から追いつかれる立場となった。人件費は国際的に割高となり、高付加価値の製品・サービスを暗中模索する現状では、むしろ「共働

き主流モデル」の方が合っている。すなわち、モノカルチャーな職場よりも、女性、外国人、障害者など多様な人が職場にいる方が付加価値は生まれやすい。

わが国が不幸なのは、「片働き主流モデル」での強烈な成功体験が足かせとなって意識改革が進まないこと、共働き主流になった1990年代以降がちょうどバブル崩壊期にあたり、あまりに経営環境が悪かったため、職場改革が後回しにされてきたことである。

筆者は、WLBとは「思いやり、お互いさま」の相互作用だと考えている。もともと「働く」という言葉の語源は、「はた(傍)が楽になる」だ。WLBの考え方は、日本文化に根ざしている。しかし、近年の企業社会には、「長時間労働は美德」というウイルスが蔓延してきた。このウイルスはノロやロタよりも怖い。自分だけではなく、同僚・部下を巻き込み、家庭を巻き込む強烈な伝染性をもっているからだ。まったく「はた迷惑」な話だ。

ウイルス感染従業員を心身ともに健全な状態に戻すものがWLBワクチンだ。注入すると、従業員は覚醒し、自分の時間が大切なのはもちろん、同僚や部下、家族など「相手の時間」への敬意を持つようになる。これがWLBの最大の意義だ。

これまで日本企業は、オイルショック、円高不況など不況を乗り越えるたびに強くなってきた。今回の大不況も『日本型WLB・ダイバーシティ』へと移行することで、必ず日本企業は再浮上できるはず、ピンチではなくむしろチャンスだと筆者は確信している。そして、WLBの推進により、「はた楽」人が増えて、日本社会に「お互いさま、思いやり」が広まっていくことを心から祈念している。



あつみ・なおき／東京大学法学部卒業。(株)富士総合研究所入社。2003年(株)富士通総研入社。内閣府・少子化社会対策推進会議委員、ワーク・ライフ・バランス官民連絡会議委員、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議点検・評価分科会委員を歴任。

# 仕事と生活の調和推進室だより⑨

内閣府仕事と生活の調和推進室

## さらなる取組の加速を目指して －「仕事と生活の調和元年」を 振り返る－

推進室では、平成20年を「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、憲章・指針に基づく取組を加速化してまいりました。この1年間の取組を、振り返ってみます。

### 1. 推進体制を整備し、取り組むべき内容を明確に

1月の推進室設置に引き続き、4月には、トップ会議の下に、経済界、労働界、国・地方公共団体の実務者により構成される「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」と、関係府省による構成される「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議」を設置。相互連携の下、企業の取組の「見える化」や、推進企業ネットワークの構築など、集中的・重点的に当面取り組むべき事項を7月に取りまとめ、政労使が一丸となって、具体的な取組を加速しています。

### 2. 普及啓発を強化し、取組の裾野を拡大

仕事と生活の調和推進ポータルサイトを2月に開設し、企業や自治体の取組事例をはじめ、各界・各層の方々が必要とする様々な情報の網羅的な提供を開始しました。6月には、更なる取組の輪を広げるために、仕事と生活の調和推進のための国民運動、「カエル! ジャパン」キャンペーンを開始。『ひとつ、「働き方」を変えてみよう!』のキャッチフレーズの下、「変える」という変革への思いを親しみやすい「カエル」のキャラクターに託し、ポータルサイトでのシンボルマークのダウンロードシステムなど、国民参加型の運動を展開しています。また、男性の働き方改革を一層推進するため、「パパの育休体験記」を募集し、12月からポータルサイト上で84編の体験記を紹介するな

ど、育休パパの輪を広げるべく、PRを進めています。

### 3. 大臣自ら企業・団体を訪問し、リーダーシップによる取組を要請

企業の経営幹部のリーダーシップによる取組を推進するため、憲章・指針策定直後の1月から、大臣自ら経済団体等を訪問し、仕事と生活の調和をはじめ、互いに密接な関係にある少子化対策や男女共同参画についても、一体的に取り組むことを経営幹部に直接要請する活動を展開しています。10月には、積極的な取組により、人材確保などの成果を上げている個別企業を訪問。現在も、優れた先進事例の収集・発信を通じて、全国的な取組の底上げを図っています。

このように、様々な取組を展開してまいりましたが、推進室が9月に行った「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識調査」において、「理想とする生活と現実の生活が一致している人は約15%のとどまっている」という結果が出るなど、まだまだ課題が多いのが現状です。しかしながら、G8労働大臣会合(5月)や、EUの人口動態フォーラム(11月)に招聘されたことから明らかなように、世界がこれまでに経験したことのない少子・高齢化社会を迎える日本の取組は、世界各国からも注目されています。

推進室では、厳しい経済情勢にも怯むことなく、平成21年度も引き続き、仕事と生活の調和の実現した社会に向けて、経済界、労働界、関係機関、地方公共団体との相互連携の下、国民の皆様とともに、社会全体での取組をより一層、推進していきます。そして、国内外に、その成果を発信することにより、取組のネットワークを世界に広げてまいります。

(文責：清水 智哉)

当面取り組むべき事項

<http://www.8.cao.go.jp/wlb/government/top/toumen/index.html>

仕事と生活の調和推進ポータルサイト

<http://www.8.cao.go.jp/wlb/>



キャッチフレーズとシンボルマーク

シンボルマークダウンロードサイト

[http://www.8.cao.go.jp/wlb/change\\_jpn/download/dounyu.html](http://www.8.cao.go.jp/wlb/change_jpn/download/dounyu.html)



先進企業の視察

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識調査

<http://www.8.cao.go.jp/wlb/research/pdf/wlb-net-svy.pdf>

# 北海道における配偶者暴力被害者自立支援サポーター養成支援事業について

内閣府男女共同参画局推進課

北海道では、各地で民間シェルターがDV被害者の相談・保護や自立支援の活動を行っており、一時保護委託の受託者にもなっています。近年、配偶者からの暴力の複合化や被害の深刻化が見られ、また、自立支援策が多様化していることから、シェルターでの保護の期間が長期化する傾向にあります。これに伴い、被害者の同行支援や同伴する子どもの世話などを行うスタッフが必要となっていますが、人手不足の状況が続いており、その確保が大きな課題となっています。

このため、民間団体と行政が話し合う中で、一時保護した被害者の自立促進を図るためのサポーターを養成しようということになり、平成19年度から、民間シェルターと地元市町村や関係機関・団体が連携して、サポーターを養成するためのシステムづくりをしています。

## サポーター養成のシステム

サポーターの養成は、人材の掘り起こしから始まります。地域の中でDV被害者の自立支援に関心のある人たちを掘り起こします。

掘り起こした住民を対象に、自立支援活動に必要な基礎的知識を習得してもらうための講習会を開催します。講習会は3日間の日程で行われ、配偶者暴力防止法の概要や被害者・加害者の心理、安全の確保、保護命令、離婚・親権の問題、自立支援策、福祉援護策、住宅や就労の確保、実践例やサポーターの役割などからカリキュラムが組まれます。講師は、行政関係者やシェルタースタッフのほか、弁護士や研究者など法律の専門家、精神科医や心理士などの医療関係者、研究者などにもお願いしています。

講習を受講した人たちは、意向を確認

した上で民間シェルターにサポーターとして登録され、DV被害者の同行支援をするなど、その自立をサポートします。

## 関係者の連携と役割

こうしたサポーターの養成は、民間シェルターのある8か所の地域ごとに、行政や民間などの関係機関が連携して、その地域の実情に応じた形で行っています。

人材の掘り起こしに当たっては、民間シェルターだけでは、声をかけられる住民も限られ、また、アプローチの方法がわからないということがあります。このため、道（支庁）や地元市町村、関係機関といった行政のネットワークも活用して、民生委員や児童委員、人権擁護委員、福祉・医療関係者、大学等の学生など、地域の中で関心のありそうな幅広い住民にさまざまな形で呼びかけをしています。

講習会の企画立案・実施に当たっては、経験やノウハウを持っている道（支庁）が中心となり、具体的な研修内容の作成や講師の選定・依頼、会場の手配、講習当日の運営などの事務を行っています。

サポーターとなった人たちについては、民間シェルターが、実際の現場におけるケーススタディとともにメンタル面でのケアやボランティア保険等の加入などを行い、シェルターの一員としての定着化を図っています。

この事業を通じ、19年度は42名のサポーターが登録され、各地の民間シェルターで活動しています。今後は、人材の掘り起こしや講習会の企画立案・実施などのノウハウを行政から受け継いだ民間シェルターが中心となって、関係機関等との連携の下に必要な人材を養成するためのシステムを構築していきます。



サポーター養成の講習会の様子

# 長崎県

Nagasaki

## ～みんなが輝く社会 思いやりの心 支えあう未来～

長崎県では、平成19年3月に「長崎県男女共同参画基本計画」（改定版）を策定し、男女がともに支え合い、将来に夢を持てる元気な長崎県づくりを進めることとしています。

県内には4市（長崎、佐世保、諫早、大村）に男女共同参画推進センターが設置され、それぞれの市において男女共同参画の推進を図る拠点となっていますが、その他の市町においては、長崎県男女共同参画推進センターが中心となって、各種啓発活動、人材育成、ネットワークづくりなどを行っています。本県には離島や半島が多いと言う地理的特性から、県センターが地域に出向くことは大変重要な意味を持っています。

### 1. 男女共同参画推進員について

その離島や半島を中心に、男女共同参画社会づくりに活躍していただいているのが、「長崎県男女共同参画推進員」です。現在県内8地区に18名を配置しており、男女共同参画に関する普及・啓発や人材の育成を推進していただいています。また、任期経過後は、男女共同参画アドバイザーとして引き続き推進員とともに地域の男女共同参画への取り組みにアドバイスをいただいています。こうすることにより、県内の男女共同参画の啓発の裾野を広げています。

### 2. 男女共同参画地域支援事業

男女共同参画推進員やアドバイザー

が中心となって、各種グループや市町と協働して地域ネットワークを構築し、各種啓発講座や男女共同参画フェスタを開催しています。これは県民の皆さまに身近なところから男女共同参画を考えていただく機会づくりとなっています。

### 3. 男女共同参画フォーラムinながさき

平成21年1月31日（土）に長崎市内において「みんなが輝く社会 思いやりの心 支えあう未来」をテーマに「男女共同参画フォーラムinながさき」を開催しました。

第1部の基調講演では、ベストセラーとなった「女性の品格」の著者で昭和女子大学の坂東眞理子学長に、「男女共同参画社会の女性の生き方」と題してご講演をいただきました。

また、午後の第2部では、「地域づくりと男女共同参画」、「ワーク・ライフ・バランス」「DV防止」の3つの分科会に分かれ、パネルディスカッションを行いました。

県内外から約1,200名の参加があり、活発な質疑がなされるなど、大変有意義なフォーラムとなりました。

フォーラム当日の運営にあたっては、男女共同参画推進員やアドバイザーの皆さんの協力が、大きな力となりました。

今後も、本県の地域の特性に応じた、そして地域に根ざした男女共同参画の取り組みを進めていきます。

（県民生活部男女参画・県民協働課）

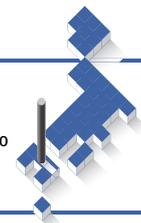


坂東講師の基調講演



フォーラムで活躍中の推進員

長崎県の概要／長崎県は、九州の西北部に位置し、多くの離島、半島からなり、海岸線の延長は北海道につき全国第2位となっています。また、海と山に囲まれた地形や温暖な気候により、豊富な海の幸、山の幸に恵まれています。昔から海外との交流が盛んで、鎖国時代には世界に開かれた唯一の窓口として、独自の文化や伝統を築いてきました。これらの地域資源を有効に活かし、観光をはじめとする多様な交流を通じて、にぎわいのある郷土づくりを進めています。



## ワーク・ライフ・バランスへの取組背景

当社は育児休業法の施行に伴い、育児に関する休業および短時間勤務制度を導入し、その後も1997年に介護にかかる両立支援制度を充実させてきました。当社が積極的に両立支援に取り組んできた背景には「人材の確保と育成、定着」が急務であったことがあげられます。地方に本社を置く企業では、優秀な新卒採用者の確保が困難です。学生の多くが大都市を拠点とする企業への就職を希望する中、魅力ある職場作りを進め地元を中心とする優秀な人材を獲得することは企業の存続にとって重要です。また、同業界は企業横断的な転職が激しいことも特徴としてあげられ、育成し戦力化した人材の定着は顧客との信頼関係継続、事業発展に不可欠なのです。

このような考えから、当社は会社と社員が互いに信頼し合い代替の効かない関係を築くとともに、年齢・経験・性別等に関係なく能力と意欲のある人材を活用していくため、①イコール・パートナー、②能力主義、③個人の成長なくして会社の成長なし、の3つを企業理念として掲げ制度の構築・拡充を進めてきました。特に、2003年からの2年間は、さまざまな世代・背景を持つ社員と経営者からなる専門委員会を設置し、“社員一人ひとりが十分に能力を発揮できる組織づくり”について徹底した議論を行ってきました。その結果、今後は両立支援だけでなく、全社員を対象とするワーク・ライフ・バランスに取り組むべきとして、2005年以降これらに積極的に取り組んでいます。



会議の様子。

## 当社のワーク・ライフ・バランス

具体的には、業種の特徴として技術の進歩が著しく、中小企業、地方の企業であることから休業を長くするよりも「働きながらワーク・ライフ・コンフリクトを払拭することが重要」と考え、勤務時間の短縮等にかかる柔軟な働き方の制度を充実させてきました。当社の短時間・短日勤務制度は育児・介護に限らず、健康障害や自己研鑽を対象としており、働き方についても1日の就労時間を短くするだけでなく、1週間の勤務日数を減らす方法や両者の併用も認めています。また、在宅勤務（常時在宅勤務および部分的在宅の両者から選択可能）制度も導入しています。

しかし、これらの制度を利用できる職場環境がなければ制度が生きてきません。その実現に向けた取組の1つとして、当社ではワーク・ライフ・バランスに会社が取り組む理由や制度内容、制度利用中の処遇情報を社員がわかりやすいようケース別にしてイントラネット上に掲載しているほか、管理職についても、そのマネジメントにばらつきが生じないように、制度利用者に対するマネジメント・マニュアルを徹底しています。また、制度利用者が職場内で一定の役割を果たしながら存在感を持たせ活躍でき、さらにはキャリア形成に支障が生じないように、日ごろから「プロフェッショナルの育成」を心がけ業務を配分しています。

今後も多様な価値観や働き方を受容できる企業風土・職場環境を醸成していくとともに、社員一人ひとりの能力を十分に発揮できる企業を目指し取り組んでいきたいと考えています。

会社概要／株式会社イノス 1985年6月設立。本社熊本市。主な事業内容はソフトウェアの開発、ソフトウェアパッケージの開発・販売、コンサルテーションなど。社員数は103名、うち女性社員は35名。2005年プライバシーマーク取得 ●2002年熊本県男女雇用機会均等推進企業表彰 熊本労働局長賞、2003年熊本県男女共同参画推進事業者表彰



## エンパワーメント・フォーラム に熱気

男女共同参画会議議員

実践女子大学人間社会学部教授 鹿嶋 敬

2008年9月に「ワーキングウーマン・パワーアップ会議～仕事意欲に燃える女性と企業を応援する民間運動～」(事務局・社会経済生産性本部)を設置した経緯については、本誌の昨年11月号に書いた。設置の趣旨を改めて要約すれば、女性の積極的な登用、公正な処遇を経営者、管理職に訴えていくほか、メンター(キャリア形成等の相談に乗ってくれる人)の制度化を企業に働きかける、働く女性のネットワークを全国規模で組織化する一などである。

言うは易く行は難しの例え通り、これらの“公約”を果たすのはなかなか難しいが、「走りながら考えよう」を推進委員間の合言葉とし、それらを実現すべく、今年2月末に第1回の「エンパワーメント・フォーラム2009」を開催し、「メンター・アワード」と題して企業表彰を行った。

対象はメンター制度を導入している企業、制度のあるなしにかかわらず多くの女性社員の相談役を務めてきた人。そのような企業、該当者からの応募が予想した以上に寄せられ、選考の結果、優秀賞として組織部門はプロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(P&G)、住友スリーエム、神戸大学、さらに同部門特別賞としてNTTソフトウェアを表彰した。

個人部門は帝人CSR室長・田井久恵さん、プルデンシャル生保執行役員・深沢ひとみさんが受賞。パワーアップ会議顧問の牛尾治朗さん(社会経済生産性本部会長)の表彰状授与、資生堂副社長・岩田喜美枝さんの「女性の能力発揮で組織活性化」をテーマにした講演に引き続き、受賞企業、受賞者のほか推進委員の1人であるブルドックソース社長・池田

章子さんらをパネリストにシンポジウムも行った。

P&Gはメンター制度を導入して、すでに20年近い歴史がある。ほぼ半数の社員がメンター、メンティー(相談をする人)の経験を持っているほか、管理職が若い部下の気持ちを理解し、柔軟な対応が取れるよう、直属の部下ではない社員をメンターにし、自らはメンティーになるリバースメンター(逆メンター)制度も導入している。

さらにはメンターとして社員を育てれば、人事考課の評価対象にもなる。むしろ制度がスタートした当初は、メンターに何を話していいかわからない等の混乱もあったようだ。だが20年近い歴史の中で同制度はすっかり定着し、今は会社が誘導しなくても自然発生的にメンター・メンティーの関係が築けるようになったと、シンポジストとして参加した同社取締役・辻本由紀子さんは語った。

帝人・田井さんは少数のスーパースターを作るのではなく、活躍する女性の数を増やすことが大切と指摘した。そのためには、多くの企業は男性中間管理職の意識改革といった難問に挑まなければならない。難問を克服するには、メンター制度のような“ハード”の整備を行っていくことが必要になる。

フォーラム終了後の交流会は、事務局が室内温度を5度も下げるなど、女性の熱気であふれた。このようなパワーをどうコントロールし、企業の活性化につなげるか。ポイントは性別ではなく個々人の意欲や個性、能力に応じて処遇すること。すなわち男女共同参画の視点が欠かせないことを、改めて感じた。

かしま・たかし/日本経済新聞社に入社後、編集局生活家庭部長、編集局次長兼文化部長、編集委員、論説委員等を経て、2005年より実践女子大学人間社会学部教授。男女共同参画会議議員、ワーク・ライフ・バランス推進会議及びワーキングウーマン・パワーアップ会議代表幹事なども務める。著書に『雇用破壊 非正社員という生き方』『男女共同参画の時代』『男女摩擦』(いずれも岩波書店)など。



## News

NEWS 1 内閣府

**男女共同参画宣言都市奨励事業(熊本県上天草市)を開催**

1月24日、熊本県上天草市において、内閣府との共催で上天草市男女共同参画宣言都市記念式典が開催されました。

オープニングの「阿村瀉切踊り」で幕を開けた記念式典では、内閣府から男女共同参画の現状や政府の取組等について報告の後、男女共同参画をテーマに募集された標語と作文の表彰が行われました。

続いて、川端市長と市民の代表者による上天草市男女共同参画都市宣言の宣誓が行われ、お互いの人権を尊重しあい、自分らしく生きる喜びを感じ、安心して心豊かに暮らせる社会の実現を目指すことを、来場した約430名の参加者も拍手を以て誓いました。

さらに、落語家の林家染二氏による「～家族の絆が未来を豊かに～ 愉快！痛快！理解！男女共同参画って何？」と題した記念講演とともに落語が披露されました。笑いを誘う軽妙な話の中で男女のパートナーシップの重要性などが語られました。

(写真：上天草市男女共同参画宣言都市宣言の宣誓の様子)

NEWS 2 内閣府

**「全国男女共同参画宣言都市サミット in おおがき」を開催**

1月30日、内閣府と岐阜県大垣市等との共催で「全国男女共同参画宣言都市サミット」が開催され、約750名が参加しました。

最初に、内閣府から男女共同参画社会の形成の現状等を報告後、実践女子大学人間社会学部教授の鹿嶋敬氏による基調講演が行われました。

「なぜ今、ワーク・ライフ・バランスなのか～一人ひとりが輝くまちになるために～」と題した講演では、非正規社員の増加、団塊世代の大量退職、少子高齢化の進展等が続く我が国では、今後の女性の活躍は必須であり、企業も労働環境の改善が必要といった話が語られました。

後半は、男女共同参画宣言都市の福井県越前町長、福井県勝山市長、三重県伊賀市長、山梨県都留市長、大垣市長によるシンポジウムが行われ、宣言都市になった効果や今後の課題等について話し合われました。最後に、5人の首長によりサミット共同宣言が読み上げられ終了しました。

(写真：5人の首長による共同宣言の読み上げ)

NEWS 3 内閣府

**「男女共同参画フォーラム in ながさき」を開催**

1月31日、長崎市において、男女共同参画社会づくりに向けた気運を高めることを目的に、内閣府と長崎県等の共催で「男女共同参画フォーラム in ながさき」が開催されました。

第一部では、内閣府から男女共同参画社会の形成の状況とその実現に向けた取組について報告後、元内閣府男女共同参画局長で、現在は昭和女子大学学長の坂東眞理子氏による基調講演が行われました。「男女共同参画社会の女性の生き方」と題した基調講演では、ご自身の経験なども交えながら、女性の生き方の変遷やこれからのためのアドバイスなどが語られ、会場を埋め尽くした1,000人を超える参加者が熱心に聞き入りました。

第二部では、「地域づくりと男女共同参画」「ワーク・ライフ・バランス」「DV防止」の3つの分科会に多くの出席者が参加し、活動報告やパネルディスカッションのほか、活発な意見交換などが行われ、参加者が理解を深め合う場となりました。

(写真：第1分科会の様子)

NEWS 4 内閣府

**平成20年度男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業を2箇所で開催**

内閣府は男女共同参画推進連携会議等と共催して、ワーク・ライフ・バランス推進に資するセミナー等(計12回)を実施しています。このうち、平成21年1月に開催した2箇所の結果を報告します。

**仕事と生活の調和を考えるシンポジウム**

1月15日、千葉県千葉市において、千葉県男女共同参画推進連携会議等と本シンポジウムを共催しました。パネルディスカッションでは、イケア・ジャパン(株)HRマネージャーから、家族を大切にしている企業の取組が語られた他、様々な議論が展開され、最後に来場者による「私のワーク・ライフ・バランス宣言」が発表されました。

**「仕事と生活の調和」県民フォーラム**

1月26日、奈良県大和郡山市において、奈良県男女共同参画県民会議等と本フォーラムを共催しました。基調講演が行われた後、パネルディスカッションが行われ、その冒頭、同会議が実施したワーク・ライフ・バランスに関する実態調査の結果が紹介され、奈良県の地域性を踏まえつつ議論が行われました。最後に同会議から「笑顔があふれる未来のために」と題した提言が発表されました。

## Information

NEWS

5

文部科学省

## 平成21年度～女性研究者支援の新規施策開始

文部科学省では、特に女性研究者の採用割合等が低い分野である、理学系、工学系、農学系の研究を行う優れた女性研究者の養成を加速する、科学技術振興調整費「女性研究者養成システム改革加速」を開始します。

大学や独立行政法人等を対象に、各機関において、安定的な職（任期を付さない職等）に優秀な女性研究者を新規に増員し養成する場合、養成経費として採用規模を踏まえた支援を行います。

我が国は、研究者に占める女性の割合が13.0%と欧米諸国に比べ著しく低い状況にあります。また、「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）では、女性研究者の採用割合目標として、理学系20%、工学系15%、農学系30%を2010年度までに達成することとされていますが、いまだ達成できていないのが現状です。

女性研究者の活躍促進は、男女共同参画推進の観点はもちろん、我が国が科学技術分野において国際競争力を維持・強化する上でも、また、多様な視点・発想を取り入れ研究活動を活性化させる上でも重要です。そのため、本プログラムにより女性研究者支援を加速することとしています。

NEWS

6

国立女性教育会館

## 女性デジタルアーカイブシステム公開

平成20年10月に公開した女性デジタルアーカイブシステムでは、暮らしに根づいた女性運動を展開した奥むめお(1895～1997)に関する資料をはじめ女性アーカイブセンター所蔵資料の目録情報をweb上でご覧いただけます。

一部資料については高精細の画像も公開し、劣化が進み、文字が判読しにくくなった資料も、安全・簡便に閲覧することができます。

キーワード検索以外に、様々な検索方法が用意され、年表検索では、明治元年から近年までの女性史年表に張られたリンクから、その年の出来事に関わりのある資料を参照できます。これは、女性に関する出来事を調べたいときの参照ツールとして使うこともでき、大変便利です。

また、各種データベース群、女性情報関連ホームページ群などを横断検索できる女性情報CASSから、他のデータベースとの横断検索も可能です。ぜひご利用ください。



女性デジタルアーカイブシステム

<http://w-archive.nwec.jp/>

女性情報CASS <http://winet.nwec.jp/hbs/index.html>

INFO

1

内閣府

## 平成20年度版「人身取引対策」ポスターの作成

人を売買して売春や過酷な労働を強要する、重大な人権侵害である人身取引の防止・撲滅と被害者保護のため、関係省庁が連携して人身取引対策に取り組んでいます。

内閣府では、人身取引が重大な人権侵害であることについての認識が必ずしも十分でない現状を是正するため、国民一人ひとりがこの問題

に関心を持ち、人身取引という問題の存在に気づききっかけとなるよう、人身取引対策についてのポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、警察、空港・港湾などに配布及び掲示することとしています。

人身取引対策行動計画（平成16年12月策定）についての詳細は、内閣官房HPをご覧ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/041207keikaku.html>



INFO

2

厚生労働省

## 「父親のワーク・ライフ・バランス ～応援します! 仕事と子育て両立パパ～」ハンドブックの作成

厚生労働省では、(株)産業社会研究センターに委託し、主に子育て期にある男性労働者を対象として、両立支援制度等の関連情報を盛り込み、仕事と家庭が両立できる働き方を設計、実践するツールとなるハンドブックを作成しました。

ハンドブックでは、以下の内容を紹介しています。

- ・父親も子育てができる働き方の実現に向けて、育児期における父親の役割、育児休業取得の際の留意点、ワーク・ライフ・バランスについて考えるための着眼点等
- ・育児休業を取得するなど、子育てに積極的に関わっている男性の好事例
- ・両立支援に関する制度の概要、子育てにかかる経済的支援制度や、各種相談窓口等

このハンドブックは、「父親のWLB（ワーク・ライフ・バランス）応援サイト」でダウンロードすることができます。<http://www.papa-wlb.com/> 問合せ先：

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課



## リレートーク

### Relay Talk 1

#### 加古川市男女共同参画推進専門員

Matsushita Yuki

### 松下 由紀



「ジェンダー」という言葉をはじめて耳にしてから約6年。それが男女共同参画への入り口でした。当時は、自分自身が絵に描いたようなジェンダー家庭で育ってきたことを痛感し、カルチャーショックを受けたことを記憶しています。その後、男女共同参画に強く関心を抱くようになり、その学習や推進活動を経て、気が

がつくと今の仕事に就いていました。今では、自分の気持ちをずいぶんアサーティブに伝えられるようになり、できるかどうか不安なことでも、まずはやってみようという勇気が持てるようにもなりました。共同参画の視点は、仕事だけではなく、家族や地域とのかかわりの中でも大いに生かされています。誰のものでもなく、自分の言動と行動に責任を持つとともに、自分らしく生きることの楽しさと喜びを感じています。そしてこれからも、市民と行政のパイプ役も兼ねながら、地域に根ざした推進活動をしていきたいと思ひます。

### Relay Talk 2

#### こうち男女共同参画センター

Miyamoto Fukuichi

### 宮本 福一



こうち男女共同参画センター「ソーレ」は、高知県・高知市が合同で設置し、指定管理者であるこうち男女共同参画社会づくり財団が運営しています。当センターは、今年の1月に開館10年を迎えました。この10年

間、開館を記念した事業として、利用者・団体と「ソーレまつり」を毎年開催しています。また、平成17年には、多くのボランティアの協力のもと、高知県内在住の80歳以上の女性90人の方から、戦前から戦後の厳しい時代の話を書き記した「高知の女性の生活史 ひとくちに話せる人生じゃあない」を発行し、後世に残せる財産としました。これからも、女性も男性もお互いに尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず社会のあらゆる分野に、ともに参画する「男女共同参画社会」を実現するための拠点施設として、積極的に活動していきます。

## お知らせ

総合情報誌「共同参画」につきましては、毎月10日に発行していましたが、本年4月号からは、毎月20日に発行することとなりました。今後は更に読みやすく内容を充実して皆様にお届けしたいと考えておりますので、引き続き、皆様のご愛読、ご支援のほどよろしくお願ひいたします。

(編集デスクM・T)

## お詫び

2月号P.2「特集1」において、図表1「男性雇用労働者の1週間の就業時間」の凡例に誤りがありました。中段の「35-39時間」は、正しくは「35-59時間」です。お詫びして訂正いたします。

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌  
「共同参画」3月号

[www.gender.go.jp](http://www.gender.go.jp)

第11号 ● 2009年3月10日発行  
編集・発行 ● 内閣府  
〒100-8914  
東京都千代田区永田町1-6-1  
内閣府男女共同参画局総務課  
電話 ● 03-5253-2111(代)  
印刷 ● 社団法人 時事画報社



# 「人身取引」 という許せない犯罪

自由を奪われて  
涙を流している人がいる。

- 犯罪組織などが、人を売買し、売春や過酷な労働を強要しています。人身取引は、国際的な犯罪です。
- 人身取引は、その被害者に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらします。  
また、人身取引と児童買春は、国の内外を問わず処罰の対象です。
- 買春は人間の尊厳を傷つけ、人権を軽視する行為であり、決して許されるものではありません。

被害者らしい人を見かけたり、被害者が助けを求めてきたら、  
警察や入国管理局に連絡してください。

内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省



このリーフレットを示した人は、人身取引等の被害に遭っている可能性があります。  
警察等への連絡をお願いします。